



# 18 世紀前半のハンガリー王国における「ツィガーニ」鍛冶師と地域社会：ミシュコルツにおける活動制限条例(1740 年)の歴史的背景

市原, 晋平

---

**(Citation)**

海港都市研究, 17:31-50

**(Issue Date)**

2022-03-18

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81013124>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013124>



## 18 世紀前半のハンガリー王国における「ツィガーニ」鍛冶師と地域社会

—ミシュコルツにおける活動制限条例(1740 年)の歴史的背景—

市原 晋平

(ICHIHARA, Shimpei)

### はじめに

「我らの都市に住む誠実なる金属細工師組合(Lakatos Céh)に属する人々の請願のために、全会一致で以下のことが決定された。この都市にとどまる「ツィガーニ」(Czigányok)が自身の技術を実践するのは自らのテントの中に制限される。市場にてこれまで「ツィガーニ」によって実施されてきたブーツの靴底への金具打ち付け(Csizmapatkollás)は、ひとえに彼らに許可されない。同じく、同職組合に属さない「素人業者」(Kontárok)によって組合規約に違反して行われる仕事は、判事殿のご慈悲により禁止される。そして、当の誠実な金属細工師組合に属する職人たちが自らの特権ならびに組合規約において今後も保護され、維持されるように、適切なる支援によって[現状が]修正されること[BAZML TJ. 2. köt:770]。」

1740 年 1 月 31 日、ハンガリー王国北中部に位置するボルショド県の中心都市ミシュコルツで以上の条例が発布された。この都市にとどまる「ツィガーニ」<sup>1</sup>による経済活動を、

---

<sup>1</sup> 本稿における用語法を整理しておきたい。現代において、「ジプシー」及びハンガリー語の「ツィガーニ」などのそれに類する表現の使用は、少数民族であるロマの他称、蔑称であるとの理由から一般的には控えられる傾向にある。一方、本稿では、以下の理由から、その用法とは異なる意味合いで「ジプシー」や「ツィガーニ」という語を用いている。過去数十年の研究において、歴史上残されてきた「ジプシー」に関する文書の多くがその人々自身によって作成されたものではないこと、そして、そこで言及される「ジプシー」や「ツィガーニ」などの呼称が、自らをロマ民族と認識する人々のみを指示対象としていたわけではないことに注目し、そうした呼称や概念が史料作成者側の様々な判断基準に基づくレッテルとして機能していたことを重視する潮流が登場した[英語圏の状況整理としては Cressy 2018:274-276;ハンガリーでは Dupcsik 2009]。この種の史料は現代に至るまで存在しているものの、前近代に特に該当する。当時の史料では、ロマニ語の使用やそれに由来する人名に言及がある場合などを除けば、「ジプシー」と呼ばれた人々を民族としての「ロマ」と同定できる史料は、そうでないものに比して極めて限られている。著者は前近代の「ジプシー」の中に民族としてのロマが含まれていた事実を否定する立場にはないが、以上の事情を踏まえ、前近代に焦点を当てる本稿では基本的に、ロマという表現を「ロマ民族を自認する人々」という意味合いで用い、また、そのように同定できるケースを除き、ハンガリーの事例を扱う場合には、史料上の用語である「ツィガーニ」を「史料中でそのように呼ばれた人々」という意味で用いる。また、他地域も含めて言及する場合は「ジプシーと呼ばれた人々」という意味で「ジプシー」を用いる。なお、先行研

金属細工師組合の請願を根拠に都市参事会が制限したことを示す内容である。本論文はこの条例で問題化された「ツィガーニ」の特定の経済活動が18世紀前半のハンガリー王国の都市ミシュコルツにおいて規制・排除されるに至った歴史的背景を考察するものである。

こうした、「ツィガーニ」の活動に対する制限や排除は、通例、「反ジプシー主義」として理解される。ロマ民族、及び「ジプシー」やそれと類する呼称で呼ばれた人々に対する差別や偏見に端を発する抑圧や迫害を意味する概念である。ドイツ史を対象としてこの言葉を歴史研究に本格的に導入したヴォルフガング・ヴィッパーマンは「ジプシー」という言葉で呼称された人々を含めた「スィンティとロマ」(ドイツにおけるロマ民族の総称)に対する「反ジプシー主義」が歴史上一貫して存在したと主張している[Wippermann 1997]。歴史上「ジプシー」やそれと類する呼称で呼ばれた人々をすべて単一の民族としての「ロマ」と見なせるかという点では、研究者間でも様々な議論が存在するものの[例えば Cressy 2018:273-277]、各時代、各地域において「ジプシー」などの呼称で呼ばれた人々が、それぞれの状況下で様々な抑圧や迫害、差別に晒されたことは否定しようがない事実である。

一方で、ヴィッパーマンの議論からも確認できるように、「反ジプシー主義」は時代に応じて様々な論理の下で表出した。現代まで連なる人種概念と結びつく差別が「反ジプシー主義」的言説の中に定着し顕著となるのは、ドイツでは18世紀後半のことだという。それ以前の「反ジプシー主義」的事例においては「トルコのスパイ」、「異教徒」、「魔術師」「盗みや略奪などを行う犯罪者」などの様々なレッテルによって、「ジプシー」と呼ばれた人々への排除や迫害が正当化されていた[Wippermann 1998:53-55, 58-59, 62, 100-101]。

ハンガリーでは、近年では「苦しみの歴史」以外の側面をも含めた多面的な歴史叙述の試みも見られるものの<sup>2</sup>、遅くとも中世末期から現在までの歴史上様々な局面で「ツィガーニ」を問題化する姿勢やこの人々に対する排除や抑圧、迫害が存在したことも知られている。本論文の対象とする時期の数十年後である18世紀後半にも「ツィガーニ」の強制的な「同化／農奴化」という「反ジプシー」的政策が全国規模で展開された[市原 2020a]。また、16-17世紀のハプスブルク家領ハンガリー王国では、後述するように「トルコのスパイ」、「盗みなどにより治安を乱す」などのレッテルによって「ツィガーニ」が処罰対象となっ

---

究から引用・参照する場合には、その著者の用語法に従う。

<sup>2</sup> 例えば、中世後期から近現代までのハンガリーにおける「ロマ／ツィガーニ」の歴史を、実証研究の成果や史料分析によりつつ多面的に論じたサボーネー・カールマン・ユディトは、様々な史料を通じて見えて来る「ロマ／ツィガーニ」とハンガリー社会との関係史が、単に「苦しみの歴史」としてのみ描き出されるべきではなく、「共存の歴史」という側面も多分に含むものであったことを強調している[Szabóné Kármán 2016]。

た。以上の立場から見た時、冒頭のみシュコルツの条例を「ツィガーニ」に対する抑圧・排除と見なし、当時の「反ジプシー主義」の発露の一つと位置付けることは可能であろう。

他方で、この条例では、これらのレッテルとは異なる排除の論理が展開されている。先行研究においてこの事例を紹介したトート・ペーテルは、この排除は「人種主義」的観点に基づくものではなく、「ツィガーニ」とその他の手工業者の間の経済的軋轢の結果生じたものであったと説明し、この都市の統治権力である参事会は同職組合側を擁護して条例を制定したと指摘している[Tóth 1993:205]。また、別稿で指摘したように、当時のみシュコルツにおける「ツィガーニ」の排除に関わる条例は、特定の活動への制限や居住地の指定にとどまっており、この都市での「ツィガーニ」の生活や活動そのものの否定や都市からの完全な追放を意図するものではなかった。さらに、この条例から数10年後のみシュコルツでは、むしろ「ツィガーニ」鍛冶師の数は増加していく[市原 2020b:8, 12]。「ツィガーニ」という社会的要素を名指しして他の住民と異なる処置を行うこと自体が現代的な目線から見たとき差別的であることは言を俟たないが、それでも、当時のハンガリー王国では、より厳しい措置を実施する地域も存在した。例えば西部の王国自由都市エステルゴムでは、1713年の都市条例で「ツィガーニ」やユダヤ教徒、物乞いなどの「よそ者」の入市を厳しく規制し、これらの人々を都市近辺から排除することを命じている。前近代「ツィガーニ」史研究者ナジ・パールはその背景を詳細に分析していないものの、この事例から、同職組合が力を持ち、経済がより安定した地域では、外部から流入した「ツィガーニ」などの集団が経済活動を展開する余地は小さかったと主張している[Nagy 1998:235, 237]。こうした地域とは異なり、同時期のみシュコルツにて「ツィガーニ」が一定の制限や排除を受けつつも経済活動に従事する余地があった背景を理解するには、この人々について当時生み出された規制や言説のみならず、18世紀初頭以降のみシュコルツを取り巻く社会情勢や、規制を要求した金属細工師ら金属加工業者の置かれていた状況を把握する必要があるだろう。

歴史上「ジプシー」と呼ばれた人々への排除や迫害の事実を掘り起こし、それを長期的な「反ジプシー主義」の大きな歴史に位置づけることは重要な営みである。ただ、それにとどまらず、そうした事例のそれぞれについて、そこで名指しされた「ジプシー」と、この人々に関わりえた人々双方に関する情報を精査し、その時代的・地域的文脈の中からその関係性を可能な限り丁寧に読み解いていく作業も同時に重要だろう。そのことは「ロマ」／「ジプシー」の歴史を一貫した「苦難の歴史」と捉えるにしても、より多様な関係性のともなった歴史と捉えるにしても、同様に変わりはないはずである。本稿では、こうした立場から、冒頭に掲げたとおり、1740年のみシュコルツで「ツィガーニ」の活動を制限す

る条例が制定された歴史的背景について考察を行う。その際、「ツィガーニ」の経済活動やその他の職種との関係性に注目し、18世紀前半のボルショド県やミシュコルツにおいて「ツィガーニ」が得ていた社会的位置づけや、その中で排除が行われるに至った背景についてありえた像を提示することを目指す。

分析の対象となる18世紀は前近代「ツィガーニ」史研究の中では比較的多くの先行研究が存在する時代だが、それは18世紀後半に進められる国家規模の「ツィガーニ」政策の実施過程で様々な史料が残されたことに由来しており、ハプスブルク君主国にハンガリー王国が編入された直後の再編開始期にあたる18世紀前半に焦点を当てた個別研究の蓄積はそれに比して乏しい[Dupcsik 2009:51]。上述のナジは、王国規模で社会的変動が生じていた18世紀前半の「ツィガーニ」とこの人々を取り巻く社会との関係について、受容や拒絶の程度及びその在り方が地域ごとに多様でありえたことを強調した。一方、史料の断片化などの理由から、こうした多様な地域的事例の背景にまで迫ることができず、個々の事例を過度に一般化せざるを得ないジレンマにもナジは触れている[Nagy 1998:271, 274]。本稿で取り上げる1740年のミシュコルツの条例についても、こうした規制をミシュコルツ参事会に要請した金属細工師たちの請願自体は残存していない。また、先述のトートは、当時のボルショド県やミシュコルツが置かれていた状況については同職組合の状況を含め何も言及していない。近世ハンガリー王国北中部諸県の手工業史を研究するシュポーネル・ペーテルも、この条例について、ミシュコルツの金属細工師組合の働きかけによって参事会が「ツィガーニ」鍛冶師の仕事を禁じたと指摘しているものの、ミシュコルツで「ツィガーニ」と同職組合との経済的競合が1740年の時点で問題化した背景を、この都市やその他の金属加工業者が18世紀前半に置かれていた状況と関連づけては説明していない[Hazag & Spóner 2006:94]。こうした史料状況及び研究状況の中、上述した本稿の課題に取り組むためには、著者がかつて前近代「ツィガーニ」史研究の課題の一つとして指摘したように[市原 2013]、「ツィガーニ」に関わる個々の事実のみならず、「ツィガーニ」とは直接的には関連のない史料や地域史の研究成果をも参照することが必要となる。

以下では、18世紀前半のミシュコルツの「ツィガーニ」に関わる史料を当時のボルショド県及びミシュコルツでの手工業活動に関する先行研究の成果や史料と突き合わせることで、当時の状況をより具体的に描き直すことを試みる。まず、Iにて18世紀前半のボルショド県やミシュコルツが置かれていた状況を17世紀からの流れも踏まえて概観したうえで、IIでボルショド県やミシュコルツにおいて当時「ツィガーニ」が果たしていた社会・経済的機能を『ミシュコルツ参事会議事録(以下、『参事会議事録』)』[BAZML TJ]、『ミシュコル

ツ参事会会計報告書(以下、『会計報告書』)』[BAZMLVSzI]、そして『ボルショド県価格規定表(以下、『価格規定表』)』[BAZMLKJ 15. köt.:45-64]に基づき検討し、他の職種とも比較を行う。そして III では、「ツイガーニ」への規制を要請したミシュコルツの金属細工師を含む金属加工業者が 18 世紀前半の時点で置かれていた状況を検討し、金属細工師組合が「ツイガーニ」を排除しようとした背景を考察する。

## I. 18 世紀前半のボルショド県及びミシュコルツの状況

ボルショド県を含むハンガリー王国北中部は 16 世紀から 18 世紀初頭にかけて不安定な状況に置かれていた。中世ハンガリー王国の版図がハプスブルク君主国、オスマン帝国、トランシルヴァニア侯国の間で三分割されていた 16 世紀前半から 17 世紀末までの間、この地域は三勢力の境界地域に位置しており、ハプスブルク家領ハンガリー王国に所属していたカッシャやセンドレー、ミシュコルツの隣接地ディオージュエールなど、地域の主要都市やその近隣地域には前線基地として境界要塞が設置されていた[Szakály 1998:509-510]。こうした要塞やその周辺の製鉄所では、武器生産が盛んに行われており、カッシャなど、この地方の諸都市でも様々な同職組合が活動を展開していた[Gyulai 2006]。

北中部諸県の最南端のボルショド県は、1540 年代以降オスマン勢力侵攻の脅威に晒されていた。特に南に接するヘヴェシュ県の中心都市エゲルなどが陥落した 15 年戦争期(1591-1606 年)以降、ボルショド県は三勢力の戦場となり、住民たちは戦火や略奪行為による被害を受け、一時的にトランシルヴァニアの占領下にも置かれた[Szakály 1998:513-515]。

ミシュコルツは、三分割前の 15 世紀末までには国王所領の一部として地域の交易や手工業で栄え、ボルショド県の中心地となっていた。しかし、1536 年以降、住民によりこの都市の自治権が購入される 1702 年まで、戦費や貴族の忠誠を求める国王から複数の貴族家系に抵当として分割的に貸し出されていった[Rémiás 2004:43-50]<sup>3</sup>。また、その住民はこれらの領主による課税に加え、オスマン帝国側からも「貢納金」を求められ、大きな負担とともにこの時代を過ごした[Szakály 1998:511-513]<sup>4</sup>。ただし、情勢が不安定化した三分割

<sup>3</sup> ハプスブルク家の国王はオスマン帝国やトランシルヴァニアとの戦争が本格化する 1530 年代以降、戦費獲得、離反防止、自陣営への取り込みなどの目的で、ほぼ全ての国王所領を分割し、その領主権をハンガリーの大貴族らに貸し与えていった[Zimányi 1985:387-386]。ミシュコルツは、国王所領の一部として貸し出され、戦争後、1702 年の住民による自治権購入を経て、1755 年に自治権維持のために国王財務局から要求された「買戻し金」支払いを断念することで国王所領に完全に再編入された[Rémiás 2004:43-60]。

<sup>4</sup> ハプスブルク・オスマン境界地域各地の被支配身分の間では、遠方に避難した本来の領主からの課税要求を受けると同時に、侵攻したオスマン勢力の脅威を逃れるために貢納するという「二重課税」状態が見

期にも、一部の同職組合は弱体化しつつもミシュコルツで運営を続け、また、武器製造の需要から金属加工業者への需要が高まった[Gyulai 1998:290-316]。それでも、17世紀末にオスマン勢力がハンガリーから撤退し、王国の大部分がハプスブルク家の王権に統合された後もこの地域の情勢はすぐには安定しなかった。1703年に勃発したラーコーツィ・フェレンツ2世の反ハプスブルク蜂起に際して、その他の北中部諸県や諸都市と同様にミシュコルツ参事会当局がラーコーツィ側に与した結果、この都市の大部分はハプスブルク側の軍隊によって焼き討ちされることとなった。さらに同時期に大流行したペストの被害も相まって、この時期に都市の住民の多くは死亡、または他地域へと避難し、都市人口はそれ以前の半分近くにまで減少したとされる[Barta J. ifj. 2000:20;市原 2020b:5-6]。

1711年にラーコーツィの蜂起が終結した後のミシュコルツは、18世紀を通じて回復と球速な発展を経験していく。当時のハンガリー王国では、戦争による人口減少や荒廃地の増加を解決するべく、旧オスマン征服地や北中・北東地域への入植が奨励されたが[Varga 1997]、ミシュコルツにも近隣地域からのみならず、ハンガリー北西部や王国外のドイツ語圏などからの移民が大量に入植することになる[Faragó 2000:153-156;Veres 1984]。その結果、ミシュコルツの人口は18世紀を通じて大きく上昇する。ファラゴー・タマーシュの推計によると、この移民の流れによってミシュコルツの人口は、18世紀末までに、ラーコーツィの蜂起直後の人口2400-3000人程度から5倍、あるいは、その時点より人口の多かった17世紀末の約4500人から見て3倍強の14500-15500人程度にまで膨れ上がる。また、世紀半ばの1745年のミシュコルツの人口は7500-8500人と推計されており、その時点で、人口面では荒廃以前の17世紀末の状態をすでに上回っていた[Faragó 2000:153]。

18世紀ミシュコルツの発展は手工業分野でも見られた。17・18世紀転換期のミシュコルツで手工業に従事した住人は当時の全家長の9分の1程度にあたる120名であり、職種数も金属細工師、鍛冶師、ブーツ作りを含め10程度だったとされる。しかし、その後、18世紀の過程で、1758年に19職種、家長239名、1770年には47職種、家長548名と、その職種や従事者の数は段階的に増加していく[市原 2020b:7]。人口増加に加え、主要な街道の中継点として、年4回の王国市及びより小規模な週市などの定期市が18世紀のミシュコルツで開催され始めたことも手工業者への需要に拍車をかけた[Szegőfi 2000:304-309]。

ミシュコルツでこうした変容がより顕著となるのは18世紀後半以降であるものの、1740年時点でも人口、経済面などで世紀初頭からの回復を超えた成長が見られ始めていた。こ

---

られた。ボルショド県と同じ北中部ではゲメル県ヴァログヴァール所領の村々でも同様の状況が生じていたことが知られている[飯尾 2008:169]。

の時点のミシュコルツは急激な発展の途上にあったと位置付けられる[市原 2020b:5-6]。

## II. 18世紀前半のボルショド県及びミシュコルツにおける「ツィガーニ」鍛冶師の活動可能性

### 1 ボルショド県『価格規定表』(1706年)に見る「ツィガーニ」の活動可能性

以上の時代状況の中で、ボルショド県において「ツィガーニ」が果たした社会的役割について検討したい。ハンガリー王国で「ツィガーニ」と呼ばれた人々の存在は、遅くとも15世紀から記録されており、当時の国王や領主の保護の下、国内での移動を保障された集団がいたことが分かっている。またいくつかの史料では鉱山労働や鍛冶仕事、馬飼い、刑吏、森林労働などに従事する人々としても登場した。三分割期のハプスブルク領ハンガリー王国では、オスマン帝国やトランシルヴァニアのスパイ容疑、盗みなどの秩序を乱す行動を取るとの理由から、処刑や体罰、追放などの措置を受けた一方、領主の許可を得て特定の所領や県に定住し、あるいは一定領域内で移動生活を送りつつ、金属加工などの労働に従事した人々の存在も知られる[Szabóné Kármán 2016:86-89, 95-98, 101]。17世紀後半の王国北中部諸県では、領主の下や要塞にて一定期間の契約を結ぶ形で「ツィガーニ」鍛冶師(cigány kovácsok)が雇用されていたことが分かっており、ボルショド県でも「ツィガーニ」鍛冶師がセンドレー、オーノド、ディオーシュジュールなどの城塞で武器作成に携わった事例も確認される。また17-18世紀には、「ツィガーニ」鍛冶師は人口の減少した都市部や手工業者が定着してない小村などを巡回しつつ、日用品作成や農具修理などのサービスを提供していた[Spóner 2006a:75-78]。こうした事例は17世紀から18世紀前半のボルショド県で「ツィガーニ」鍛冶師に一定の需要が存在していたことを示している。

「ツィガーニ」鍛冶師への需要は1706年にボルショド県が作成した『価格規定表』からも伺うことができる。「価格規定(limitáció)」とは、前近代のハンガリー王国において貴族の合議体である県や、貴族から独立した都市民の共同体である王国自由都市などの統治権力が、同職組合も含め、自らの権力が及ぶ圏内での経済活動(商品、サービス)に対して行使しえた規制権限である。各地のすべての手工業者がこの規定に従ったわけではないものの、1625年以降は各統治権力の義務として王国法にも規定され、1715年にもその権限が再確認された。18世紀のボルショド県では、少なくとも1706年と1770年に『価格規定表』が県議会



によって制定されており<sup>5</sup>、県内で活動する各職種の商品やサービスの価格統制が試みられた[Spóner 2006a:78;Sópner 2006b:241-242]。「ツィガーニ」鍛冶師の業務への言及が見られる1706年の『価格規定表』は、ラーコーツィの蜂起のさなかにあつたこの時期に、県内の食料や手工業製品が本来の価格の数倍に高騰したことを受け、「悲惨な民」を守ることを目的として県議会が制定したものである[BAZML KJ 15. köt:45]。蜂起終了後も規定の撤回や更新がなされていないことから、県内での「あるべき価格」は18世紀前半においてそのまま維持されたと考えられる。この記載内容の検討は、ミシュコルツを含めたボルショド県内での「ツィガーニ」鍛冶師の経済活動が、どのように規定されていたのかを知るためにも重要である。「ツィガーニ」鍛冶師の業務に対する価格規定は表1のとおりである。

表1：  
「ツィガーニ」鍛冶師の業務の価格規定  
(fr.:フォリント  
dr.:ディーナール  
1 fr.:100 dr.)

「大型犁の刃のはんだ付け、犁先、および付属品の取り付け 総じて食料で埋め合わされる	54 dr.	犁先の付属品取り付け。 食料を与えた場合、金額から差し引く	12 dr.
犁先のはんだ付け 食事を与えた場合は金額から差し引く	12 dr.	新品の犁の刃の作成	75 dr.
犁先の作成	6 dr.	屑鉄による犁の接続部分の釘打ち	6 dr.
新品の鉄による犁の接続部分の釘打ち	3 dr.	犁の刃の接続部の釘打ち	6 dr.
屑鉄を用いた荷車用鉄板の取り付け	6 dr.	鉄を用いた荷車用鉄板の取り付け	3 dr.
荷車の車軸固定用の留め釘作成	4 dr.	車軸の片側の留め釘作成	2 dr.
車輪とスポークの間の留め金作成	12 dr.	スポークの一方のみの留め金作成	6 dr.
留め輪の打ち付け	3 dr.	キリの一種の作成	24 dr.
ツィガーニ自前の鉄を用いたブーツ1足の靴底への金具打ち付け	9 dr.	依頼人に支給された鉄、及び鋼鉄を用いた大型車輪用のキリの作成	45 dr.
依頼人に支給された鉄を用いた大釘用キリの作成	12 dr.	車輪にスポークを取り付けるためのキリの作成	9 dr.
木材用キリの作成	9 dr.	依頼人の鉄を用いた蝶番の作成	12 dr.
ツィガーニ自前の鉄を用いた鋸釘千本	80 dr.	依頼人に支給された鉄を用いた鋸釘千本	36 dr.
依頼人に支給された鉄を用いた家畜用の枷	60 dr.	ツィガーニ自前の鉄を用いた細板用の釘100本	24 dr.
依頼人に支給された鉄を用いた細板用の釘100本	15 dr.	依頼人に支給された鉄を用いた馬への蹄鉄打ち	12 dr.
12本の釘	8 dr.	大釘	6 dr.
ハンマーとともに使うノミの作成	18 dr.	ハンマーなしで使うノミの作成	9 dr.
水車の鉄具	1fr.24dr.	水車の輪の部品	36 dr.
ナベ	40 dr.	出典：BAZML KJ 15. köt, 63-64.	

<sup>5</sup> 1706年と同様の『価格規定表』が1739年にも更新されたと考える研究者もいる[例えば、Spóner 2006a:78]。しかし、1739年発行とされる史料の内容は、発行理由を記した前文を含め1706年の『価格規定表』のほぼ完全なコピーであり、同規定を1739年時点で転写、再発行したことを示す文言も見当たらない[BAZMLAP XVI. I.:64]。文書館の管理下で同史料に付されたと思われる分類用の題目にも「年の明記されていない商品価格規定(Limitatio Rerum Venalium de Anno non expressanto)」と記されており、1739という数字もその史料の題目と同じ表面に記入されているため、これが作成年を示すものかは定かではない。そのため本論文では、先行研究の評価と異なり、この1739年作成と評価される『価格規定表』を1706年から近い時期に作成されたものと見なす。なお、同史料が実際に1739年に作成されたとすれば、それは1739年に「ツィガーニ」の鍛冶仕事が県によって再び同様に規定されたことを意味し、本稿の主張をむしろ補強するものと見なせるため、その場合でも本稿の主たる議論に大幅な修正は不要と考える。

ここからは、犁などの農具の部品作成や取付、釘、ノミ、キリなどの工具作成、あるいは、荷車の部品作成、馬の蹄鉄打ち付け、ブーツの靴底への金具打ち付け、家畜の枷や水車の部品作成など、「ツィガーニ」鍛冶師が取り扱うことができた様々な品目を確認できる。以上から、17 世紀から 18 世紀初頭にかけてのボルショド県では、「ツィガーニ」の鍛冶仕事は県によって公式に規定される程度には一般的なものであり、その仕事に対する一定の需要が存在していたことを指摘できる。一方で、「ツィガーニ」鍛冶師の業務内容は、他の職種との競合の可能性を潜在的に秘めていた。1706 年の『価格規定表』には、「ツィガーニ」鍛冶師のほかに金属加工を主たる業務とする 2 職種、金属細工師(lakatosok)と鍛冶師(kovácsok)も登場する。こうした金属加工業者たちと「ツィガーニ」鍛冶師との関係性を記載項目から検討したい。この 2 職種の取扱品目はそれぞれ、表 2、表 3 の通りである。

表 2：  
鍛冶師の業務  
の価格規定  
(fr.:フォロント  
dr.:ディーナール  
1 fr.=100 dr.)

製鉄所製の鉄 1 マージヤ(=約 56 kg)当たり (夏料金)	3fr. 60dr.	製鉄所製の鉄 1 マージヤあたり(冬料金)	4 fr.
鉄 1 マージヤの都市への運搬(冬料金)	4fr. 50dr.	鉄 1 マージヤの都市への運搬(夏料金)	4fr. 10dr.
大きめの鉄	24 dr.	中規模の鉄	14 dr.
より小さめの鉄	12 dr.	ブドウ畑用の大クワ	36 dr.
良質の 2 枚刃のクワ	42 dr.	クワのはんだ付け	15 dr.
依頼人により支給された鉄を用いた、荷車の鉄による補強	6 fr.	依頼人により支給された鉄を用いた、新品の車輪の鉄による補強	1 fr.
中型荷車の鉄による補強	5 fr.	車輪のくず鉄による補強	50 dr.
様々な釘を用いた、[荷車への]鉄の打ち付け	9 dr.	鍛冶師自前の釘を用いた、[荷車への]新品の鉄の打ち付け	15 dr.
新品の車軸固定用鉄板の打ち付け	6 dr.	車軸の鉄による補強	50 dr.
中古の荷車用鉄板の打ち付け	3 dr.	馬の蹄鉄の打ち付け	6 dr.
鍛冶師自前の釘を用いた、新品の馬の蹄鉄の打ち付け	12 dr.	依頼人により支給された鉄を用いた、新品のバケツの補強	30 dr.
蹄鉄と釘の販売	9 dr.	鋳釘 1000 本	90 dr.
細板用の釘 100 本	24 dr.	厚板用の釘 100 本	21 dr.
馬鉄の刃 一本	1 fr. 8 dr.	新品の鉄板	90 dr.
新品の犁先	60 dr.	鍛冶師自前の鉄を用いた、犁先のはんだ付け	60 dr.
依頼人により支給された鉄を用いた、犁先のはんだ付け	48 dr.	クワの刃の研磨	1 dr.
犁の刃の研磨	30 dr.	除草用の大クワ	21 dr.
石切り用ツルハシ	24 dr.	小型手斧	48 dr.
新品の大型斧	60 dr.	細身の鎌の研磨	18 dr.
日雇人用の小型手斧	45 dr.	自前の鉄を用いた、斧の鍛錬	24 dr.
ワイン輸送用荷車の鉄の鎖	20 fr.	馬 2 頭付きの荷車[の鎖?]	11 fr.
馬 4 頭付きの荷車の鎖	17 fr.	他の種類の鋼鉄 フォント当たり	24 dr.
ウィーンの鋼鉄(Bécsy aczél) フォント(=約 560 グラム)当たり	30 dr.	鍛冶師自前の鉄を用いた、車軸固定用の留め釘	6 dr.
鍛冶師自前の鉄を用いた、大釘	28 dr.	出典：BAZML KJ 15. köt, 50 - 51.	

表 3 :  
金属細工師の業  
務の価格規定  
(fr.: フォロント  
dr.: ディーナール  
1 fr. = 100 dr.)

スズメッキを施したフェーヘルヴァール宮廷風のクツワ	90 dr.	スズメッキを施していない簡易な金属製アブミ	36 dr.
荷車引き用の馬のクツワ	50 dr.	スズメッキを施した金属製アブミ	60 dr.
農業用荷馬車のアブミの金属部分	36 dr.	オモガイに取り付けるスズメッキを施したクツワ	30 dr.
男性用ブーツ一足への金具打ち付け	12 dr.	ブーツ一足分の拍車の取り付け、固定	18 dr.
女性用、ならびに子供用ブーツの金具打ち付け	9 dr.	小銃の射出口の作成	5fr. 60 dr.
ライフル一挺分の清掃、漂白	24 dr.	拳銃一挺分の洗浄、清掃	72 dr.
ライフルの撃鉄の作成	42 dr.	ライフルの撃鉄の切断	12 dr.
新品の補強板	4 fr.	二挺拳銃 一式	6 fr.
フロントロック式銃	5 fr.	銃剣一式	6 fr.
スズメッキを施した精巧な帯蝶番と蝶番の扉への取り付け	1fr. 80dr.	扉の両側への錠前、メッキの施されたノブ、鍵、釘の取り付け	5 fr.
より簡素な蝶番の扉への取り付け	1 fr.	メッキを施していない帯蝶番	75 dr.
扉の片側への錠前、鍵、ノブ、レバーの取り付け	1fr. 50fr.	スズコーティングされていない簡素な錠前と鍵	75 dr.
大きめの錠前用の鍵	30 dr.	より小さい錠前用の鍵	24 dr.
門用の大型南京錠	1fr. 20dr.	中型南京錠	45 dr.
三角形の小型南京錠	24 dr.	四角形の小型南京錠	12 dr.
銃床	90 dr.	拳銃のグリップ	1 fr.
装飾の施された銃床の作成	1fr. 20dr.	五本刃の馬櫛	48 dr.
四本刃の馬櫛	36 dr.	三本刃の馬櫛	24 dr.
二本刃の馬櫛	12 dr.	櫃の錠前と鍵	45 dr.
メッキを施されたタンス用の錠前	1fr. 80dr.	メッキを施されていないタンス用の錠前	1fr. 20dr.
メッキを施された窓枠用の釘、レバー、メッキされていない蝶番の窓枠への取り付け	1 fr.	小窓付きの窓のメッキ処理	6 dr.
[解説不能]	3 dr.	火皿の作成、硬化	36 dr.
出典 : BAZML KJ 15. k&#246;t, 51-52.			

以上の 1706 年の『価格規定表』では、鍛冶師、金属細工師、「ツィガーニ」鍛冶師の 3 者が別々に記載されていることから窺えるように、各業者が取り扱える品目は基本的には異なっていた。ただし、中には重複する品目が存在していたことも以上の表から見て取れる。まず、鍛冶師と「ツィガーニ」鍛冶師の間には、各種の釘類や、馬の蹄鉄打ち、犁の部品、車輪や荷車の部品など、共通の取り扱い品目が存在している。一方で、鉄の精製、荷車用の鉄の鎖、そしてクワ、斧、鎌といった農具類などは鍛冶師の品目のみに登場し、「ツィガーニ」鍛冶師の取り扱い品目には含まれない。また、金属細工師の業務としては、主に銃の作成、金属製の馬具の作成、錠前の作成、扉や窓枠の取付などが規定されているが、1740 年に主な問題となるブーツの靴底への金具打ち付け、あるいは蝶番の取り扱いなどについては「ツィガーニ」鍛冶師の業務とも重複している。

ナジは、「ツィガーニ」鍛冶師とその他の金属加工業者の業務を比較し、「ツィガーニ」の業務においては、銃器作成など、特別な技術を要する品目が含まれていないことから、彼らが高度な専門的技術を有しておらず、その他の職業とは活動領域が異なっていたという点を強調している[Nagy 1998:185]。それに付け加えれば、金額面で見ても「ツィガーニ」

とその他の職種の違いは見て取れる。『価格規定表』を見る限り、「ツィガーニ」の業務では高額対価を要する業務は相対的に多くない。例えば、「ツィガーニ」鍛冶師の業務の中で1フォリントを超えるものは1つしかない。その一方、鍛冶師は荷車の車体や車輪の補強、荷車の鎖作成など、11の業務が1フォリントを超え、うち3業務が10フォリント以上である。金属細工師は銃器類、南京錠などの15の品目が1フォリントを超え、うち5つが5フォリントを超えている。以上の点からも、「ツィガーニ」鍛冶師とその他の金属加工業者の違いを強調する先行研究の指摘は妥当と言える。それでも、重複する業務については、ブーツの靴底への金具打ち付けや大釘、鋸釘のように、「ツィガーニ」鍛冶師の方が他の職種と比べより安価にサービスを提供できたことも『価格規定表』から見て取れる。そのため、両者が同一地域にて活動した場合、特定の品目に限っては利害が衝突する可能性もありえただろう。18世紀前半のボルショド県では「ツィガーニ」鍛冶師とその他の金属加工業者は少なくとも一定の領域において「商売敵」でありえたのである。

## 2 18世紀前半のミシュコルツにおける「ツィガーニ」鍛冶師の活動

上で検討した『価格規定表』は、ボルショド県全体に適用されたものであったが、次に、その適用範囲内にあり、1740年条例が制定された場であるミシュコルツに目を向けたい。

ミシュコルツの「ツィガーニ」に関する最も古い記録は17世紀後半に登場する。1670年に「ツィガーニ」のミクローシュがミシュコルツ参事会から都市外周を流れるシャヨー川沿いの一角(ヴァルガ・マーチャーシュの妻なる人物の家の外れ)の土地を受け取ったというものである。また、1689年には、裁判において、この都市のある女性が「ツィガーニ」と同食したことを認めたという記録が残っている。ボルショド県内の国王所領の役所が置かれていた近隣の都市ディーシュジュールにて、1617年の時点で「ツィガーニ」に仕事を依頼した事例が存在していることや、前節で言及した17世紀のボルショド県城塞地域などでの「ツィガーニ」鍛冶師の活動を考慮すると、より以前からミシュコルツで活動する「ツィガーニ」がいた可能性も否定できない[Tóth 1998:375]。しかしその時期のミシュコルツにおける「ツィガーニ」の活動は史料上確認できない。例えば、18世紀以前のミシュコルツの条例の中に「ツィガーニ」に言及したものは見つけられない[Tóth (ed.) 1981]。

それでも18世紀初頭以降、史料における「ツィガーニ」への言及は、徐々に増加していく。ミシュコルツで移民が奨励されていた時期の流入者に「ツィガーニ」も一定数含まれていたためと推測できるが、18世紀前半のミシュコルツの『会計報告書』や『参事会議事録』からは、断片的ではあるものの、「ツィガーニ」がこの都市で鍛冶仕事に従事していた

痕跡が窺える。例えば、参事会当局による現金での支払いに関する項目からは、以下のよう  
な情報を引き出すことができる。1704年には「ツィガーニ」のパルコーが参事会当局の  
建物の扉の蝶番の作成、あるいは馬の蹄鉄用の釘の作成を行った[BAZML TJ, 1. köt.:569]。  
また、1717年にはある「ツィガーニ」が参事会所有の荷車の作成と引き換えに24デーナ  
ールを受け取った。同年の別の機会には、2台の荷車を作成したことから、パン一斤と90  
デーナールの支払いを参事会から受けている[BAZML VSzI 27. köt.:85]。1736年には、具  
体的な業務内容は不明だが、何らかの仕事への対価として参事会から「ツィガーニ」のカッ  
ローに20フォリント9デーナールが支払われた[BAZML TJ, 2. köt.:479]。さらに、1739年  
に、都市のためにやかんの作製、修理をそれぞれ行ったことから、ある「ツィガーニ」が  
1フォリント2デーナールと18デーナールをその都度受け取っている[BAZML VSzI 36.  
köt.:26, 55]。なお、『会計報告書』の支出欄では、こうした金属加工業務への対価として参  
事会から支払いを受け取った人物の名や立場までが言及されるケースは非常に少なく、ま  
た、実行者の名前も常時確認できるわけではない。例えば、1729年の記録でも、馬の蹄鉄  
や荷車の修理などへの支払いについて言及が見られるが、それを行ったのがどの業者だっ  
たのかについては記されていない[BAZML VSzI 32. köt.:14-15]。その他の年の報告書では  
時折、鍛冶師による作業である旨の言及も見られるが、全取引で明記されているわけでは  
ない[BAZML VSzI 27. köt.:85; 29. köt.:137-140]。そのため、この時期に「ツィガーニ」と参  
事会の間で、ここで参照できた事例以外にも取引が行われていた可能性は十分考えられる。

一方で、以上の『参事会議事録』や『会計報告書』からは、ブーツの靴底への金具付け  
の報酬として「ツィガーニ」への支払いが行われていた事実は確認できない。その原因は、  
参事会の動向を記した上述の史料の性格上、記録された取引が、基本的にミシュコルツ参  
事会当局と各種業者とのそれに限定されているためである。ブーツの靴底への金具付けと  
いう業務を必要としたのは、その性質上、参事会以上にブーツ作り業者やブーツを購入す  
る都市住民たちだと推測されるが、こうした層と金属加工業者との取引に関する当時の記  
録は管見の限り残されていない。したがって、当時のミシュコルツにおける「ツィガーニ」  
鍛冶師によるブーツ靴底への金具付けの業務実態や、その実施頻度を我々は知ることがで  
きない。それでも、問題の1740年の条例で、「ツィガーニ」鍛冶師が規制の対象として特  
に名指しされているという事実自体が、「ツィガーニ」によるブーツの靴底への金具打ち付  
けが、住民の需要の一部を満たしていたことを示すものと捉えて差し支えないだろう。

以上から、18世紀前半のミシュコルツではブーツの靴底への金具打ち付けに「ツィガー  
ニ」が従事していた明確な記録を確認できないものの、その他の金属加工業務に従事して

いたことが確認できた。このことから、「ツィガーニ」鍛冶師の仕事にはミシュコルツ内で一定の需要がありえたと言える。ブーツへの金具打ち付けについても、1740 年の条例を考慮するとその需要があったと考えられる。

他方、『会計報告書』からは鍛冶師など、他の金属加工業者と参事会との取引も確認できるが、「ツィガーニ」が参事会のために取り扱った品目の中には、荷車や蝶番など、鍛冶師や金属細工師の取扱品目と重複するものも含まれており、場合によってはこれらの取引をめぐっても「ツィガーニ」鍛冶師と他の業者の間で何らかの軋轢が生じ得たと考えられる。しかし、1740 年のような「ツィガーニ」鍛冶師の活動に対する他業者からの明確な抗議や排除の試みは史料上確認できない。これを踏まえて次章では、18 世紀前半のミシュコルツにおいて金属加工業者が置かれていた状況を検討し、金属細工師が 1740 年の時点で「ツィガーニ」の排除に動いた背景を考えたい。

### III. 18 世紀前半のミシュコルツ社会の変化と金属加工業者

17-18 世紀前半のミシュコルツでは、金属加工業者として金属細工師と鍛冶師が存在していたことが知られている。両者は 18 世紀初めの時点までに同職組合を名乗っており、金属細工師に関しては、1675 年以来同職組合として活動していた [Spóner 2010:152-153]。他方で鍛冶師についても、17・18 世紀転換期までにはミシュコルツで同職組合を名乗っていた [Gyulai 1998:311; Spóner 2006a:77-78]。当時のハンガリー王国における同職組合は、同職組合証書<sup>6</sup>に基づく身分制的特権を獲得した親方職人(céhmesterek)を中心とする職業団体であり、こうした特権に基づき特定の材料購入や特定商品の販売及びサービス提供を独占するとともに、組合外の業者による市場への商品持ち込みの禁止などの制限措置を通じて、自らが営業を行う都市内での利益保護を図ることができた[Dóka 2005:209, 211-13]。

一方で、実際には、同職組合に所属していない手工業者(「素人業者」)も王国各地で活動しており、領主などの統治権力もこの人々に業務の依頼を行うケースも存在したため、同

<sup>6</sup> 同職組合特権は王権や領主が所領内で活動する手工業者に付与するものであったが、カッシャなどの大規模な王国自由都市の同職組合も、近隣地域の職業集団に対して金銭などと引き換えに自らの組合規約や組合証書を分け与える事例も見られ、それは三分割期以降より顕著になった。証書を受け取った他都市の同業者はその支部組合となり、大本の基幹組合との手工業ネットワークで結ばれた[Dóka 2005: 209, 211-213]。ミシュコルツの同職組合の中には、カッシャの同職組合の支部組合として成立したものもあり、ミシュコルツの金属細工師組合の証書も、カッシャの金属細工師組合によって与えられた[Gyulai 1998: 302, 311]。こうした慣例は、国王による認定を受けた組合証書の獲得と保有をすべての同職組合に一元的に義務付ける改革を王権が本格化させる 18 世紀後半まで、多かれ少なかれ継続した[Dóka 2005: 222-223]。

職組合は18世紀を通じて、組合の特権に基づく規制や統治権力への要請などを利用し、こうした組合外の「素人業者」との競合に対応し利権を維持する必要があった[Dóka 2005:215]。18世紀前半までの時点で、ボルショド県の「ツィガーニ」鍛冶師が何らかの同職組合を結成していた事例や同職組合に加入していた事例は知られていないため、ミシュコルツで活動した「ツィガーニ」鍛冶師も「素人業者」の一部とみなすことができる<sup>7</sup>。

こうした「素人業者」は18世紀のミシュコルツでは時期を問わず問題視されていた。18世紀初頭にミシュコルツの革靴作り組合が、近隣村落の「素人業者」を営業上の脅威とみなす請願を県当局に宛てて作成しており[Gyulai 1998:303]、また流通・産業の活発化などの結果多くの手工業者が流入した18世紀後半には、金属細工師組合とドイツ系の「素人業者」との間でも競合が見られた[Spóner 2010:156-157]。問題の1740年のミシュコルツの条例でも、「ツィガーニ」鍛冶師のブーツへの金具打ち付けに言及した後、「素人業者」の「組合規約に違反して行われる仕事」が全般的に禁止されている。このことから、同条例は同職組合の利権を脅かしかねない「素人業者」への対策という性格を有するものだったことが窺える。その中で実際に最も顕著な活動が「ツィガーニ」鍛冶師によるそれであった。トートラの指摘する「経済的軋轢」の背景を詳述すれば、そのように説明できる。

こうしたミシュコルツにおける「素人業者」の活動の余地は、少なくとも金属加工業者に限れば、同職組合の規模や都市内での需給バランスなどとも関係していたと考えられる。

ミシュコルツにおける鍛冶師と金属細工師の数は、先述のラーコーツィ蜂起終結の時点では激減し、その結果、同職組合は一時的に停止状態にあったとされている[Spóner 2006a:78; Spóner 2010:152-153]。その後、金属細工師が1710年代、鍛冶師は1722年に同職組合を再開させ、それ以降、構成人数を増加させて行く。金属細工師組合の親方職人は、1730年で4名、1734年で5名、1758年で9名おり、1770年時点では親方20名+徒弟7名の計27名と、年を追うごとに増加していく。1730年からの40年間で、徒弟を含めると実に約7倍に増大している計算となる。鍛冶師組合もより緩やかな推移ではあるが、1730年で4名、1734年で6名、1758年で9名、1770年時点で10名と、同様に拡大していく。ただし、これらの組合が17世紀末の規模（鍛冶師、金属細工師ともに9名）を回復するには1758年を待たねばならなかった[Veres & Németh 2000:337]。その点を考慮すると、例えば「ツィガーニ」鍛冶師が1717年に参事会から荷車作成を引き受けたとき、競合相手となり

<sup>7</sup> 他方、18世紀後半になると、「ツィガーニ」の「同化」（「農奴化」）政策により、例えば1783年10月9日付総督府令第9817号第13条のように、同職組合の外部にいる「ツィガーニ」の手工業者を組合へ受け入れさせるための措置が王国規模で取られるようになる[市原 2020a: 7-9]。

うる鍛冶師組合は、それを阻めるほどの機能をまだ有していなかったのではないかと考えられる。1740 年代まで、「ツィガーニ」鍛冶師と金属加工業者との軋轢が明確に表面化しなかった理由の一つは、こうした組合側の規模の問題に帰すことができるだろう。裏を返せば、1740 年時点の金属細工組合は、17 世紀末時点の規模には達していなかったとしても、「ツィガーニ」や他の素人業者と競合できる程度には機能が回復していたと言える。

機能を回復しつつあった 1740 年時点の金属細工師組合が、それでもブーツの靴底への金具打ち付けの仕事を独占できず、他業者と競合せねばならなかった理由は、この組合の規模の回復以上にミシュコルツの人口が急速に増え続けており、それに伴い増大した需要に金属細工組合が対応しきれなかったためと考えられる。まず人口について確認しておく、I で確認した人口の推移から 1740 年には約 7000 人の住民がミシュコルツで生活していたと推定できる。また、18 世紀の同職組合の人員数が最後に判明している 1770 年代のミシュコルツの全体人口に関する正確なデータは知られていないが、推計が存在する 1765 年(推計 8500-9500 名)と 1786 年(14086 名)[Faragó 2000:153]の期間の人口が順調に増加していたと仮定すると、1770 年代には 1 万人を超える程度の住民がいたと推定するのが妥当だろう。これらを踏まえて、それぞれの時点の金属加工業者に生じた需要を以下の通り推定できる。仮に、日用品であるブーツの靴底への金具付けを、住民全員が必要としたと想定した場合、組合構成員一人当たりが賄う必要のある住民数が算出できる。大雑把な見積もりではあるが、1770 年の時点では約 10000 人に対して 27 名で対応すると想定した場合、金属細工師が賄うべき人数は一人あたり 500 人程度となる。一方で、1740 年の時点であれば、約 7000 人の需要に対して 5 名から 9 名が対応していると考えられるため、一人当たり最大で 830 人から 1500 人程度の需要に対処する必要があったことになる。以上の数値をある程度の目安として、金属細工師組合の仕事量を 1740 年と 1770 年との間で比較すると、住民の絶対数は 1740 年の方が少なかったにもかかわらず、金属細工師は、単純計算で 1770 年の 2 倍から 3 倍の仕事量に直面しえたことを指摘できる。

無論、ブーツに対するミシュコルツ住民の需要は、財産状況、社会的地位などに応じて、温度差が存在したと推察されるため、上記の計算結果は実態を正確に反映するものとは言えない。それでも、17 世紀後半及び 18 世紀前半において、ブーツは特に貴族層の間で大きな需要を見せており、さらにこれらの時期には、ミシュコルツでは貴族証書の購入や移住などを通じて貴族身分の住民が増加していたため[Gyulai 1998:307, 315-316; 市原 2020b:6]、ブーツへの需要が減少することはなかったと考えられる。

同じく、住民全体のブーツへの需要の大きさを正確に図ることは不可能であるが、ブー



ツの靴底への金具打ち付けに対する需要は 1740 年頃には増加していた可能性は十分考えられる。何よりもまず、ブーツ製作に従事する手工業者の数は、金属加工業者たちとは異なり、1698 年の 29 名から、1734 年の 46 名、1758 年の 69 名と、18 世紀初頭の荒廃の後も増加傾向を維持し、1740 年ごろには 17 世紀末の 2 倍弱に達していたと推定できる[Veres & Németh 2000:337]。ブーツ作り業者の順調な増加は、1742 年にブーツ作り組合と革靴作り組合の間で、「両組合が利用している売り場が、親方の増加に伴ってすでに狭くなってしまっているため」、売り場の利用方法をめぐる協議が行われ、参事会がそれを調停したという事実からも確認できる[Tóth (ed.) 1981:49]。親方の増加を考慮すると、この当時、ミシュコルツ内でブーツ生産量は増加しており、ブーツの靴底への金具付けに対する需要も以前より多く生じていたと考えられる。

他方で、金属細工師にも、当時このように増え続けるブーツの靴底への金具打ち付けの需要を確保したい理由が存在していた。戦争状態が続いた 18 世紀初頭まで、ミシュコルツの金属細工師は銃器など武器類の需要への対応を活動の主たる基盤としていた。しかし、情勢が安定したそれ以降の時代においてその需要が減少した結果、18 世紀の過程で、金属製馬具、鍵類、ブーツ靴底の金具などの作成、打ち付けなど、日用品の取り扱いは金属細工師の業務の中でより大きな比重を占めるようになっていく[Sponer 2010:158]。1706 年時点での『価格規定表』に記載された 5 フォリント以上の価格の品目は、錠前や扉へのドアノブ取付を除けば、主に銃器と関連していたため、この問題はミシュコルツの金属細工師組合にとっても切迫したものだったと考えられる。ボルショド県や王国北中部諸県の手工業史を研究するジュライ・エーヴァによれば、17 世紀後半の時点では、金属細工師にとってブーツの靴底への金具付けは、銃器と同様、重要な収入源であった[Gyulai 1998:310]。このことも、銃器の需要が低迷した際に、金属細工師がブーツへの金具打ち付け業務を独占しようとしたことの原因の一端を説明しうるものである。

以上のような 18 世紀前半時点のミシュコルツの経済的・産業的環境を鑑みるに、金属細工師組合が制限を望んだ「ツィガーニ」鍛冶師やその他の「素人業者」たちの活動は、少なくとも 1740 年の時点では、当の同職組合のみでは賄いきれない都市内の需要を補うものだったと考えられる。その一方、金属細工師組合にも、銃器など、戦時の主要品目への需要が 18 世紀初頭以降低迷する中で、変わらず需要が存在し、むしろ伸びていく傾向にあったブーツ関連の取引を確保したいという事情が存在していたことも指摘できる。

## おわりに

本稿では、1740年にハンガリー王国ボルショド県の都市ミシュコルツで生じた「ツィガーニ」鍛冶師によるブーツの靴底への金具打ち付け業務に対する制限を定めた条例について、それを「反ジプシー主義」という大枠でとらえる立場からさらに踏み込んで、なぜこの時点でこの条例が制定されるに至ったのかという個別的背景を、17世紀後半から18世紀前半のボルショド県やミシュコルツの状況を踏まえつつ検討した。ミシュコルツの『会計報告書』、ボルショド県の『価格規定表』、先行研究で提示されてきた人口や同職組合の人員数などに関する諸データを突き合せて分析した結果、条例の背景として次のような諸要素の存在が浮かび上がった。ミシュコルツは、1740年の時点では、17世紀末まで続く戦争、18世紀初頭のラーコーツィの蜂起やペストなどの被害に起因する都市機能の低下から回復・発展の途上にあり、人口や職種数、手工業者の数などは世紀初頭と比べ増加傾向にあったが、金属細工師組合の規模は17世紀末の状態に達していなかった。ミシュコルツの人口が急激に増加した結果、金属細工師組合のみでは住民の需要を賄うことが困難になっており、そのような賄いきれなくなった都市内の需要の一部は、同職組合に属していなかったものの当時のボルショド県内で活動していた「ツィガーニ」鍛冶師や、この人々もその範疇に含まれた「素人業者」によって担われていたと考えられる。さらに言えば、特に金属細工師組合は、16世紀から続いた戦争状態の終了に伴い、銃器類から日用品への主要品目の移行に迫られており、その中で、17世紀から大きな収入源の一つと見なされていたブーツの靴底への金具打ち付けに対する需要を確保し、競合者である「ツィガーニ」鍛冶師から取り戻す必要が生じていた。そして、経済活動に関わる特権を持つ同職組合として、「素人業者」の規制を訴える「正当性」を有していた金属細工師組合は、参事会にその特権の擁護を働きかけ、「ツィガーニ」や「素人業者」の排除に動いたのである。

より大きな文脈においては「反ジプシー主義」の一事例と位置付けられうる、ハンガリー王国の一都市ミシュコルツで1740年に生じた特定の経済活動からの「ツィガーニ」の排除は、以上のようなこの地域、時期に特有の諸条件がまさに重なったタイミングで発生したものだたと捉えることができる。すなわち、その背景には、戦後再建期における需給バランスの不均衡という歴史的な文脈と、同職組合とそこに属さない「素人業者」との間の営業特権に関わる力学が存在したと考えられる。このような組合特権が各社会集団の不平等を前提とする身分制の特権であったことは、この時代の「ツィガーニ」とこの人々を取り巻く社会との関係を検討するにあたり、法の下での平等を前提とする「近代」的な感覚と

は異なる視座を踏まえる必要性を我々に投げかけている。

なお、1740年以降の状況にも言及しておく、本稿で取り上げた1740年条例の直接的な効力や、それ以降のミシュコルツ参事会と「ツィガーニ」との経済的な関係については、十分検討することができない。その主な原因は、ミシュコルツの『会計報告書』が18世紀に関しては1740年以降残存していないことにある。また『参事会議事録』からも、1742年と1744年に参事会が所有していた馬を「ツィガーニ」に対して売り渡したという記録を確認できることを除けば[BAZML TJ, 3. köt.:45, 125]、ミシュコルツ参事会と「ツィガーニ」との間の経済的交渉の痕跡は見られなくなる。そして、ボルショド県では1770年に『価格規定表』が再度作成されるものの、金属加工の担い手としては「鍛冶師」の業務のみが規定されており、「金属細工師」や「ツィガーニ鍛冶師」は登場しない。またブーツの靴底への金具付けへの言及もそこでは確認できない[BAZML AP XVI. I.:154.]。こうした史料的問題から、ミシュコルツ参事会と「ツィガーニ」との間のその後の経済関係や1740年条例の効力を確定させるは難しいが、1740年代以降の『参事会議事録』で参事会と「ツィガーニ」との経済的取引を示す記述が見られなくなることを重視すれば、その時期以降、参事会は、公的な業務を委託する対象から「ツィガーニ」鍛冶師を除外し、別の業者を優先的に頼るようになったと見ることもできる。1760年代以降のミシュコルツ参事会とこの都市の同職組合との関係を検討したシュポーネルの研究によれば、参事会は18世紀後半以降、同職組合への業務委託をより頻繁に行うようになる[Spóner 2011:244]。それを考慮すると、「ツィガーニ」が参事会の取引相手として史料上現われなくなるのは、構成員増加などに伴う同職組合のこの都市における存在感の上昇と表裏一体の現象だと言えるかもしれない。

とは言え、「ツィガーニ」の鍛冶仕事への都市内での需要がその後、完全になくなったわけではない。たとえ一定の制限があったとしても、その後も「ツィガーニ」鍛冶師はミシュコルツで活動を続けている。ミシュコルツで同職組合が大きく発展した18世紀後半にあっても、この都市に居住した「ツィガーニ」の多くは鍛冶師として記録されており、住民との間での取引があったことが窺える[市原 2020b:7]。こうした都市住民との間の経済関係を含め、18世紀後半のミシュコルツにおける「ツィガーニ」とその他の住民との関わりの実態については、別稿にてより詳しく論じたい。

付記：本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金平成26年度特別研究員奨励費（課題番号：14J05171）及び日本学術振興会学術研究助成基金助成金令和元年度研究活動スタート支援（課題番号：19k23107）により助成を受けた研究成果の一部を反映している。

## 参考文献

## 文書館史料

- Magyar Nemzeti Levéltár Borsod-Abaúj-Zemplén Megyei Levéltára IV. 501/a. Borsod Vármegye  
Nemesi Közgyűlésének iratai, Közgyűlési jegyzőkönyvek (=BAZML KJ)
- Magyar Nemzeti Levéltár Borsod-Abaúj-Zemplén Megyei Levéltára IV. 501/b. Borsod Vármegye  
Nemesi Közgyűlésének iratai, Közgyűlési iratok-Acta Politica. (= BAZML AP)
- Magyar Nemzeti Levéltár Borsod-Abaúj-Zemplén Megyei Levéltára IV. 1501/a. Miskolc város  
tanácsának iratai, Tanácsülési jegyzőkönyvek (= BAZML TJ)
- Magyar Nemzeti Levéltár Borsod-Abaúj-Zemplén Megyei Levéltára IV. 1501/f. Miskolc város  
tanácsának iratai, Miskolc Város Számadási Iratai (=BAZML VSZI)

## 二次文献

- Barta J. ifj. 2000, *A tizennyolcadik század története*. Szekszárd.
- Cressy, D. 2018, *Gypsies: An English History*. Oxford.
- Dóka K. 2005, “A kézművesipar a török kiűzésétől a céhek megszüntetéséig (1686-1872)”. In:  
Szulovszky J. (ed.), *A magyar kézművesipar története*. Budapest, 209-242.
- Dupcsik Cs. 2009, *A magyarországi cigányság története: Történelem a cigánykutatók tükrében  
1890-2008*. Budapest.
- Faragó T. 2000, “A város népesség”. In: Faragó T. (ed.), *Miskolc története III. 1702-1847-ig*. (以下、  
MT III.) Miskolc, 151-272.
- Gyulai É. 1998, “Gazdalkodás, termelés és árúcsere a kora újkori Miskolcon”. In: Szakály F. (ed.),  
*Miskolc története II. 1526-tól 1702-ig*. (以下、MT II.) Miskolc, 175-356.
- Gyulai É. 2006, “Régiók és kézművesség a török kori Északkelet-Magyarországon”. In: Veres L. &  
Viga Gy. (eds.), *Kézművesipar Északkelet-Magyarországon*. (以下、*Kézművesipar*)  
Miskolc, 7-13.
- Hazag Á. & Spóner P. 2006, “Lakatosok, fegyverművesek, óráscsok, ágyúöntők”. In: *Kézművesipar*,  
82-96.
- Nagy P. 1998, *A magyarországi cigányok története a rendi társadalom korában*. Kaposvár.
- Rémias T. 2004, *Miskolc 18. századi társadalma: feudális kori összeírásai alapján*. Miskolc.
- Spóner P. 2006a, “Vashámorok, kovácsok, cigánykovácsok”. In: *Kézművesipar*, 73-81.

- Spóner P. 2006b, “Borsod vármegye 1770-es limitációjának kerékgyártó-árszavása”. *A Herman Ottó múzeum évkönyve* (以下、HOMÉ), 45, 241-248.
- Spóner P. 2010, “Városkönyvi adatok a miskolci lakatoscéh történetéhez”. In: Gyulai É. és Viga Gy. (eds.), *Történet – muzeológia: Tanulmányok a múzeumi tudományok köréből a 60 éves Veres László tiszteletére*. Miskolc, 152-161.
- Spóner P. 2011, “Céhes iparosok Miskolc Város Tanácsának szolgálatában (1761-1848)”. HOMÉ, 50, 341-353.
- Szabóné Kármán J. 2016, *A magyarországi cigányok I (Cigányok és romák)*. Budapest.
- Szakály F. 1998, “Miskolc helye Magyarország török kori település- és gazdasági rendszerében”. In: MT II., 507-531.
- Szegőfi A. 2000, “Mezőgazdaság-Árútermelés-Piac”. In: MT III., 273-315.
- Tóth P. (ed.) 1981, *Miskolci statútumok 1573-1755*. Miskolc.
- Tóth P. 1993, “Cigányok Miskolcon a 18. század közepén”. HOMÉ, 30-31, 205-215.
- Tóth P. 1998, “Miskolc Társadalma a XVI-XVII. században”. In: MT II., 357-376.
- Varga J. J. 1997, “Kísérletek Magyarország újratelepítésére 1689-1723”. In: Hanák P. (ed.), *Híd a századok felett: Tanulmányok Katus László születésnapjára*. Pécs, 137-150.
- Veres L. 1984, “Borsod megye etnikai arculatának változásai a 18. század első felében”. In: Kunt E., Szabadfalvi J. & Viga Gy. (eds.), *Interetnikus kapcsolatok Északkelet-Magyarországon*. Miskolc, 27-35.
- Veres L. & Németh Gy. 2000, “Iparfejlődés”. In: MT III., 317-393.
- Wippermann, W. 1997, *Wie die Zigeuner: Antisemitismus und Antiziganismus im Vergleich*. Berlin.
- Zimányi V. 1985, “Gazdasági és társadalmi fejlődés Mohácstól a 16. század végéig”. In: R. Várkonyi Á. (ed.), *Magyarország Története 1526-1686*. Budapest, 285-392.
- 飯尾唯紀 2008 『近世ハンガリー農村社会の研究—宗教と社会秩序—』北海道大学出版会.
- 市原晋平 2020a 「18世紀ハンガリー王国における「ツィガーニ問題」と中央・地方統治権力—ボルショド県関連文書の分析から—」『東欧史研究』42, 3-22.
- 市原晋平 2020b 「18世紀ハンガリーにおける「ツィガーニ」の「隔離」—市場町ミシュコルツの居住空間を例として—」『神戸大学史学年報』35, 1-36.
- 市原晋平 2013 「研究ノート 18世紀ハンガリーのツィガーニ —研究における現状と課題—」『神戸大学史学年報』28, 27-44.